

1. 議事日程第1号

(平成23年第7回大口町議会定例会)

平成23年11月29日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案第69号
国土調査法による地籍調査に伴う字の区域設定についてまで(提案説明)
日程第5 議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について(質疑・討論・
採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	近 藤 孝 文

会計管理者 吉田 治 則

政策推進課長 社 本 寛

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河 合 俊 英

議 会 事 務 局 長
次 長 吉 田 雅 仁

開会及び開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは、ただいまから平成23年第7回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人でありますので、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従いまして会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（倉知敏美君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番 宮田和美議員、12番 酒井廣治議員を指名いたします。

会期の決定

議長（倉知敏美君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月16日までの18日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの18日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元の会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の8月分から10月分について及び平成23年度定期監査、工事監査であります。の結果について報告がありました。

次に、教育委員長から教育に関する事務の管理及び評価に関する状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出がありました。

以上、2件の報告につきましては、それぞれ写しをお手元に配付いたしております。

次に、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 鈴木弘之氏より、「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」及び「介護職員待遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続することを求める陳情書」が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付

をいたしました。

続きまして、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者 徳田秋氏より、「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付をいたしました。

続きまして、愛知県商工会連合会会長 吉田弘氏、並びに大口町商工会会長 酒井見義氏より、「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情書」が提出されましたので、これは総務建設常任委員会に送付をいたしました。

次に、全国福祉保育労働組合東海地方本部執行委員長 安藤光枝氏より、「保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書の採択を求める陳情書」が提出されましたので、これは文教福祉常任委員会に送付をいたしました。

以上、5件の陳情については、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告を申し上げます。

次に、議会広報常任委員会が所管事務調査を行っておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

議会広報常任委員長 酒井廣治議員。

議会広報常任委員長（酒井廣治君） 改めまして、おはようございます。

平成23年度議会広報常任委員会の所管事務調査として、第75回町村議会広報研修会に参加いたしましたので、御報告いたします。

去る10月24日及び25日の両日、東京都千代田区の砂防会館にて、全国から101町村、400人を超える議会広報の作成・編集等に携わる議員及び事務局職員の参加のもと、町村議会広報研修会が開催されました。

研修会は、第1日目が文章を書く基本、原稿のレイアウトの基本、広報の写真撮影についての基本など、3人の講師にわたり、わかりやすく説明を受けました。

そして2日目は分科会に分かれ、事前に添削指導を希望した町村議会広報の事例研修と、講評を聞いてまいりました。

とかく広報というものは、住民に内容を伝える手段の一つですが、伝え方においては単なる文章表現だけではなく、文字組みや視覚的に安定感のあるレイアウトの必要性、さらには写真を使用する場合、著作権や肖像権の基本的な考えなど、多角的に伝える工夫が必要であることを改めて確認したことです。参加して大変よかったと思っております。

今回の事例研修などを通じて指導を受けた内容は、本町のスタイルにほぼ合致していることがわかりましたが、一方では文章の表現において、なお課題があることがわかりました。

今後は、読者に伝わる文章表現に力点を置きながら、議論のプロセスを伝えるという議会広報の使命を追求し、親しまれる紙面づくりに取り組んでまいります。

以上が、議会広報常任委員会の23年度所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第55号から議案第69号までについて（提案説明）

議長（倉知敏美君） 次に、日程第4、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまでを一括議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきます。議案の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

人事院勧告に準じた職員の給与改定等を実施することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。なお、この議案につきましては、平成23年12月1日施行で提案をさせていただいておりますので、本日、議案質疑、討論、採決の方もよろしくお願いがしたいと思います。

次に、議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第57号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。ともに障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行することに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号 大口町税条例の一部改正についてであります。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災の甚大さなどにかんがみ行われた災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出そ

れぞれ3億407万2,000円を減額し、総額を91億7,516万7,000円とするものであります。

次に、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ5,396万円を増額し、総額を8億7,565万1,000円とするものであります。

次に、議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ4,282万3,000円を減額し、総額を8億2,484万6,000円とするものであります。

次に、議案第64号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について、議案第65号 尾張農業共済事務組合理約の変更について及び議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。いずれも平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行することに伴い、それぞれの規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号 大口町道路線の変更について及び議案第68号 大口町道路線の認定についてであります。この2議案につきましては、町道路線の整備により、町民の生活の改善を図るため及び町道路線の整理をするためであります。

最後に、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてであります。国土調査事業に伴い、本町の字の区域を設定するためであります。

以上、15議案についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（倉知敏美君） それでは、議案第55号につきまして、総務部長、説明願います。

総務部長（小島幹久君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

まず、改正要旨から説明させていただきますので、26ページをお開きください。

給与改定については、国の人事院勧告に準じて改正するものです。

(1)給料表、行政職給料表（一）について、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げを行うものです。平均0.23%の引き下げとなっております。

行政職給料表（二）及び再任用職員の給料月額についても、行政職給料表（一）との均衡を考慮して、給料月額の引き下げ改定を行います。こちらの方は、給与条例別表第1及び別表第2の改正で、平成23年12月1日施行となっております。

(2)平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置。ここでは難しく記述されていますが、内容としては改正された給料表で減額となる職員については、（a）平成23年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数、8月を乗

じて得た額、それと（b）平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額の合計額を12月のボーナスから差し引くというものです。

次ページ、27ページに移ります。

(3)給与構造改革における経過措置額。給料月額について、給与表の改定ですが(1)の改定が行われることを踏まえ、大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）附則第7項の規定による給料（経過措置額）について引き下げる。（a）平成21年改正減額改定対象職員、100分の99.1。（b）前号に掲げる職員以外の職員、100分の99.34。

平成24年度は経過措置額の2分の1を減額。減額の上限は1万円として支給するというものであります。

平成25年度は、経過措置額の支給を廃止するというものであります。

こちらの方は、給与条例の一部を改正する条例の一部改正、附則第7項（a）、（b）については平成23年12月1日施行、それ以外の経過措置額2分の1支給については平成24年4月1日施行となっております。

次に、地域手当。平成21年度までとしていた地域手当の支給について、国家公務員に準拠する趣旨から規則で定める地域在勤する職員に対しては、規則で定める割合を支給する例外規定を設けることとするものであります。規則で定める地域及び割合としましては、地域としては名古屋市、犬山市、岩倉市。割合につきましては、それぞれ国の基準どおりとなっております。こちらの方は給与条例附則第19項でうたっておりまして、平成24年4月1日施行となっております。

新たな職の設置。管理職ではないが、長年勤務してきた職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用し、行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、6級に専門員を新設するものであります。こちらの方は給与条例別表第4の改正となり、平成24年4月1日施行となっております。

詳細は新旧対照表で説明しますので、11ページをお開きください。

附則の第19項、ここでは地域手当を例外として規則で定める地域に在勤する職員に支給するよう改正するものです。

12ページから23ページまでは、給料表を国の人事院勧告に準じて改正するものです。

飛びますが、24ページをお願いします。

別表第4を改正し、6級の職務給に専門員の職務を創設するものです。

25ページをお願いします。

平成18年3月30日、条例第5号の改正条例附則における給料の切りかえに伴う経過措置の改

正を行っています。ここでは、経過措置を25年度までとし、調整額の算定率も1号、2号それぞれ改正しています。また、附則で率の改正以外を24年4月1日から施行することにより、調整額を24年度は2分の1にするよう改正しています。

8ページにお戻りください。

附則（施行期日）。この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第1条中附則第19項の改正規定及び別表第4の改正規定、並びに第2条中大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項、各号列記以外の部分の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附則第2項は平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定です。

以上で、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、説明を終わります。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

続いて、議案第56号について、地域協働部長、説明をお願いいたします。

地域協働部長（近藤定昭君） おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

提案理由で御説明しましたように、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布され、規定ごとに施行期日が分かれています。同法第2条の障害者自立支援法の一部改正規定には平成23年10月1日から施行され、同法第3条の障害者自立支援法の一部改正は平成24年4月1日施行となっております。よって、今回の大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、法律と同様に施行期日を2回に分けて改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案の2ページ、3ページの新旧対照表をごらんください。

2ページは、第1条関係の新旧対照表でございます。この改正は、障害者自立支援法の第5条に第4項として新たに重度の知的・精神障がい者の移動を支援する行動援護が創設されたことにより、以下の項が繰り下げられたことによる条文の整備でございます。

3ページは、第2条関係の新旧対照表でございます。この改正は、障害者自立支援法の第5条第8項の児童デイサービスに関する規定が法改正で児童福祉法のサービスに再編されることに伴い削除されることにより、以下の項が繰り上げられることによる条文の整備でございます。

議案の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則におきまして、この条例の施行日を第1条の規定におきましては公布の日から、第2条

の規定につきましては平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続いて、議案第57号から議案第59号まで、並びに議案第64号から議案第66号までについて、総務部長、説明の方お願いいたします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第57号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

先ほどの議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてと同じ理由による条文整理の改正であります。附則における施行期日も同様の改正となっております。

以上で、議案第57号の内容説明とさせていただきます。

続いて、議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

2ページ、新旧対照表をごらんください。裏面になります。

2ページ、新旧対照表の中で、第2条第2項の改正は、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてで、専門員を創設したため改正するものです。別表第2の改正は、長久手町の市制施行に伴い改正するものです。

1ページの附則をごらんください。

この条例は、平成24年1月4日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

なお、長久手町の市制施行に伴う変更議案がほかにも3件あります。議案番号は飛びますが、私の方から内容説明をさせていただきます。

まず、議案番号が飛びますが、議案第64号をお願いいたします。

議案第64号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更については、別表全体を改め、長久手町を長久手市に変更するものです。

次に、議案第65号 尾張農業共済事務組合規約の変更については、第2条及び第8条第3項第1号を改め、長久手市に変更するものです。

次に、議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、別表第2の4の項中を改め、長久手市に変更するものです。

いずれの改正も施行期日は平成24年1月4日となっております。

以上で、議案64号から66号までの内容説明とさせていただきます。

続いて、議案番号が戻りますが、議案第59号をお願いいたします。

議案第59号 大口町税条例の一部改正について、内容説明をさせていただきます。

最後のページ、20ページをごらんください。

改正要旨が載せてありますが、2の改正概要のとおり実質的な改正点は、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に改正することのみで、他の改正部分は引用条文の整理です。

詳細は、新旧対照表で説明します。6ページをお願いいたします。

寄附金控除額について、第33条の7で適用下限額の5,000円を2,000円に改めていますが、旧条例では地方税法で規定している5,000円の規定を再度規定していましたが、新条例では地方税法の引用に改め、地方税法で2,000円への改正がなされたため、結果2,000円の改正となるものです。

以降の改正も、引用先の法令改正に伴う引用条文の整理や、再度の規定を法令の引用に改めるもののため、省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

4ページの附則第1条は施行期日を定め、第2条、第3条は経過措置を定めております。第4条は今回の改正が平成20年の大口町税条例の一部改正に影響があるため、一部改正するとともに、第5条ではその経過措置を定めております。なお、この附則第4条に関する新旧対照表も19ページに載せておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第59号 大口町税条例の一部改正についての内容説明を終わります。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続いて、議案第60号につきまして、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） おはようございます。

それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

大変申しわけございませんが、議案書の方、ページが振られておりませんので、まず1枚はねていただきたいと思います。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正する条例。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきますので、1枚はねていただき、新旧対照表をお開きください。

今回の大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、東日本大震災の

被害の甚大さ等にかんがみて、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に交付、施行されたことにより、改正するものでございます。

法律の改正内容につきましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時に死亡した者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹が加えられたことによるものであります。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子供、父母、孫、祖父母のいずれもが存在しない場合に限られると法ではなっています。今回の条例第4条第1項では、遺族の優先順位を規定しているが、さきに述べましたように、法では同条同項第2号で定める配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存在しない場合に限り、遺族となることができるとなっており、兄弟姉妹は、ほかの遺族と違った順位となるため、同項第1号に（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を加えるものであります。

続いて、第4条第1項第2号の次に3号を加えますのは、同項第1号で兄弟姉妹を除くとするため、法で定める兄弟姉妹が遺族となるため、同項第2号で定める遺族がだれもない場合に、その順位として、死亡者の兄弟姉妹が遺族となる1号を加えるものであります。

1枚お戻りいただきたいと思います。

附則。この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

以上で、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続いて、議案第61号につきまして、総務部長、説明をお願いいたします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）について、その内容を説明させていただきます。

それでは、事項別明細書10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入、款8.項1.目1.地方特例交付金355万7,000円の増額であり、10月以降分の子ども手当に係る平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立により、児童手当及び子ども手当特例交付金を追加計上するものです。

次に、款9.項1.目1.地方交付税360万6,000円の増額であり、大震災に伴う応援及び消防団員公務災害補償共済の掛金の増額経費が特別交付税措置されましたので、追加計上するものです。

款13.国庫支出金、項1.国庫負担金、目2.民生費国庫負担金271万円の増額は、歳出の自立支援医療給付費の増額に伴い、障がい者医療費負担金を追加するものです。

同じく項2.国庫補助金、目7.土木費国庫補助金14万円の減額は、中小口地内における国土調査事業費の確定により、地籍調査事業費補助金を減額するものです。

款14.県支出金、項1.県負担金、目2.民生費県負担金135万5,000円の増額で、国庫負担金と同様に、歳出の自立支援医療給付費の増額に伴い、障がい者医療費負担金を追加するものです。

同じく項2.県補助金、目1.総務費県補助金91万円の計上は、地域自治推進事業の経費に対し、身近でやさしい民主主義推進事業モデル事業補助金の補助決定がなされたため計上するものです。

次の目5.農業費県補助金380万円の減額は、事業が採択されなかったことによる単独土地改良事業費補助金の減額であります。

次の目7.土木費県補助金502万円の減額は、事業費確定による地籍調査事業費補助金の減額と、地元住民の理解が得られず、余野1号公園の事業を今年度見合わせることによる市町村土木事業費補助金の減額であります。

同じく項3.委託金、目1.総務費委託金698万8,000円の減額は、実績に伴う愛知県議会議員一般選挙費委託金の減額であります。

款16.項1.寄附金、目2.総務費寄附金100万円は、株式会社いずみより寄附があったもので、東日本大震災被災地支援事業指定寄附金を追加するものです。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目1.財政調整基金繰入金1億757万7,000円の減額は、南小学校建設事業費等の減額によるものです。

同じく目2.ふるさとづくり基金繰入金270万円の増額は、50周年記念事業での協働委託費に充当するため追加するものです。

款19.諸収入、項3.目4.雑入の361万5,000円の増額は、中小口区と上小口区で申請していた財団法人自治総合センターコミュニティー助成事業について、中小口区分が補助決定されなかったため240万円の減額をし、資源ごみ等売払収入が当初見込み単価より高くなったため、601万5,000円を増額し、その差し引きしたものでございます。

款20.項1.町債、目1.教育債2億円の減額は、南小学校建設事業費の減額によるものです。これにより、5ページ、6ページ、第3表で限度額の地方債補正を行っております。

次に歳出ですが、14ページ、15ページをお開きください。

款2.総務費、目2.政策推進管理費234万8,000円の増額です。その内容は、50周年記念事業と、旧北小学校跡地利用検討のプロジェクトが活発化してきており、プロジェクト推進事業に52万円の追加、大震災の今後の支援活動をどうするのか、また復興に向けて、遠野まごころネットの後方支援システムがどのように機能していくのかを体験して学ぶため、職員を遠野まごころネットへ派遣する経費の追加と、大口町でも行政とボランティアと被災者をつなぐためのネットワーク組織を東北の復興支援にかかわりながら立ち上げる動きがあり、歳入で説明しました指定寄附金を特定財源に交付金として100万円を計上するものです。

目8.住民自治費240万円の減額は、歳入で説明したとおり、財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業について、中小口区分の補助決定がなされなかったため減額するものです。

また、地域自治推進事業の経費に対し、身近でやさしい民主主義推進事業モデル事業補助金の補助決定がなされたため、91万円の財源補正をするものです。

目14.50周年記念事業費452万8,000円の増額は、現在専任職員2名で事務を行っており、今後事務量がふえてくるので、臨時職員で対応し、また推進委員会で検討が進み、記念式典を平成24年4月1日に実施する予定となったことから、その執行経費等を計上するものです。

なお、委託料317万1,000円につきましては、ページが前の方へ飛びますが、4ページをお開きください。

準備から事業終了まで年度をまたぐため、ここで繰越明許費として計上しております。

16ページ、17ページへまたお戻りください。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費60万円は、時間外勤務手当の追加です。

項4.選挙費、目2.各選挙費981万6,000円の減額は、愛知県議会議員一般選挙事業と町議会議員一般選挙事業の実績に基づく減額です。

20ページ、21ページをお願いします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費20万円は時間外勤務手当の追加です。

同じく目2.高齢者福祉費601万6,000円の増額については、大口町コミュニティー・ワークセンターの国の運営費補助金が見込みより多く入ってきたことによる町からの補助金156万9,000円の減額と、介護保険特別会計繰出金758万5,000円の増額によるものです。

同じく目3.障がい者福祉費1,610万9,000円の増額は、サービス体系の新体系移行に伴い、報酬単価が見込み以上に高くなったため、障がい介護給付費1,068万8,000円の追加と、生活保護者を1名と見込んでいたものが2名となったため、自立支援医療給付費の542万1,000円の追加をするものです。

次ページの同じく目4.福祉医療費20万円は、時間外勤務手当の追加です。

同じく項2.児童福祉費、目4.保育園費60万円についても、時間外勤務手当の追加です。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費51万5,000円の増額は、職員の産休に伴う臨時職員の勤務延長及び臨時職員の異動による通勤手当の減額によるものです。

同じく目2.予防費361万5,000円は、日本脳炎の予防接種制度がことし5月に変わり、対象年齢が拡大されたことによる追加です。

同じく目3.母子保健費8万6,000円は、職員の産休により健診時に臨時的保健師を依頼するための報償金の追加です。

24ページ、25ページをお願いします。

項2.清掃費、目1.塵芥処理費65万4,000円は、実績による江南丹羽環境管理組合の負担金の追加であります。

目2.環境型社会形成費は、資源ごみ等売払収入の増額に伴い、財源補正するものです。

次に、款6.農業費、項1.農業費、目3.農業振興費518万5,000円の減額の内容は、水田情報システムを町で構築する予定でしたが、水田協議会の予算にて対応可能となったため、委託料617万2,000円を減額し、南小学校建設工事で使用し不要となる物置を、農業用倉庫としてリサイクルセンター西側駐車場へ移設、組み立てるための工事請負費98万7,000円の計上です。

同じく目4.農地費512万5,000円の減額は、一部県の補助対象とならなかった農道、農業用排水安全対策等施設整備工事費を執行せず、減額するものです。

次ページにまたがりませんが、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持整備費279万4,000円の増額です。その内容は、道路維持管理事業4,506万5,000円の追加と、道路整備事業における町道布袋小牧線の交通量調査委託料72万9,000円の計上と、請負実績に伴う4,300万円の減額です。

同じく項3.河川費、目1.河川維持整備費250万円は、秋田地内における5月末の集中豪雨で破損した水路の復旧工事費を追加するものです。

同じく項4.都市計画費、目1.都市計画総務費38万円の減額は、実績により中小口地内の国土調査事務等委託料の減と、国土調査推進協議会の会費減によるものです。特定財源の変更については、内訳を参照いただきたいと思います。

同じく目2.街路費336万円の減額は、小口線丈量測量の請負残です。

同じく目4.公園費2,000万円の減額は、隣接住民の理解が得られず、本年度の執行を見合わせたことによるものです。

目6.下水道費2,877万3,000円の減額は、繰出金を減額するものです。

28ページ、29ページをお願いします。

款10.教育費、項2.小学校費、目3.学校建設費2億7,257万7,000円の減額の内訳は、南小学校既設校舎等解体工事監理料116万1,000円の計上と、南小学校建設工事費3億6,000万円の減額及び南小学校既設校舎解体工事8,626万2,000円の計上です。解体工事については、新校舎への移転完了後、すぐに着手するため、今年度中に契約が必要となることから、今回補正計上するものです。そのため、繰越執行をお願いしたく、また4ページにお戻りいただきたいと思います。4ページの方で繰越明許費として、明日の学校づくり施設整備事業の解体工事に係る委託料と工事費8,742万3,000円を繰越明許費として計上しております。

28ページ、29ページにお戻りください。

項5.社会教育費、目2.生涯学習施設費250万円の増額は、単価等の上昇により、電気料金及

びガス料金の追加によるものです。

同じく目3.図書館費40万円の増額は、時間外勤務手当の追加です。

款14.予備費、項1.予備費、目1.予備費12万1,000円の減は、今回の補正における歳入歳出額の調整によるものです。

30ページから31ページには、給与費明細書が載せてあります。

32ページには地方債に関する調書が載せてありますのでごらんください。

以上で、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第4号)について、提案説明を終わります。

議長(倉知敏美君) はい、御苦労さまでした。

続いて議案第62号につきまして、健康福祉部長、説明をお願いいたします。

健康福祉部長(村田貞俊君) 議長さんの御指名を受けましたので、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、事項別明細書により歳入から順に説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.介護給付費負担金、補正額は1,060万円の増額で、その内容につきましては、居宅介護サービス費、居宅介護支援費等の介護給付費が5,300万円に伸びることが見込まれ、介護給付費の20%を国庫負担金として追加するものであります。

款4.支払基金交付金、項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額は1,590万円の増額で、その内容につきましては国庫負担金と同様であり、介護給付費の30%を介護給付費交付金として追加するものであります。

款5.県支出金、項1.県負担金、目1.介護給付費負担金、補正額は662万5,000円の増額で、その内容につきましては国庫負担金と同様でありますので、介護給付費の12.5%を介護給付費負担金として追加するものであります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.介護給付費繰入金、補正額は662万5,000円の増額で、その内容につきましては国庫負担金と同様であり、介護給付費の12.5%を介護給付費繰入金として追加するものであります。

目2.地域支援事業繰入金、補正額は96万円の増額で、その内容につきましては、地域支援事業として行っている高齢者公の施設利用助成事業の利用者が伸びており、助成金の不足が見込まれるため、追加繰り入れするものであります。

項2.基金繰入金、目1.基金繰入金、補正額は1,325万円の増額で、その内容につきましては、第1号被保険者保険料の調定額は当初予算に準じているため、その歳入増は見込めないため、国庫負担金、支払基金交付金、町繰入金だけでは不足が生じてまいります。この不足額につい

て介護給付費準備基金から繰り入れ、追加するものであります。

続きまして、歳出の説明に入ります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款2. 保険給付費、項1. 介護サービス等給付費、目1. 介護サービス等給付費、補正額は5,300万円の増額で、その内容につきましては、居宅介護サービス給付費6,000万円、居宅介護サービス計画給付費800万円を増額し、地域密着型介護サービス給付費800万円、介護予防サービス給付費700万円を減額し、差し引き5,300万円の不足見込み額を追加するものであります。

款3. 地域支援事業費、項1. 介護予防事業費、目2. 介護予防一般高齢施策費、補正額は96万円の増額で、その内容につきましては、介護予防の観点から、高齢者の方がトレーニングセンター等を利用し健康増進を図ることを目的に、公の施設利用助成事業を行っております。この利用者の増加に伴い、当初予算に不足が生じるため追加をするものであります。

以上で、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続きまして、議案第63号、議案第67号及び議案第68号につきまして、建設部長、説明をお願いいたします。

建設部長（野田 透君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明をさせていただきます。

今回、補正をお願いいたしますのは、委託料の請負残を減額するものでありますので、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、補正額は108万2,000円の減額であります。その内容は、五条川左岸流域の事業認可区域拡大のために作成いたします事業認可変更図書作成委託料の請負残108万2,000円を減額するものであります。

次に、款2. 項1. 目1. 下水道建設費、補正額は4,174万1,000円の減額で、その内容は河北、上小口地区の整備に向けた測量実施設計委託料の請負残4,174万1,000円を減額するものであります。これに伴って歳入も減額補正となります。6ページ、7ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 下水道事業費国庫補助金、補正額は1,405万円の減額であり、先ほどの測量実施設計委託料の減額に伴い補助金が減額となるものであります。また、款4. 繰入金、項1. 目1. 一般会計繰入金、補正額は2,877万3,000円の減額であり、事業認可変更図書作成及び測量実施設計委託料の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものであ

ります。

以上で、議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号 大口町道路線の変更についての内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

路線番号は1385、路線名は旧・新ともに町道豊田85号線で、変更する内容は、終点を豊田三丁目261番地先と同地番ではありますが、次の位置図のように30メートルほど東に延長するものであります。理由といたしましては、道路台帳作成当時、私有地であったため町道として認定せずに今日にまで至ってしまっているものを、今回修正するものであります。

以上で、議案第67号 大口町道路線の変更についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号 大口町道路線の認定についての内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

初めに、路線番号205、町道河北105号線ではありますが、起点は大口町大字河北字神明下3番12地先、終点は大字河北字神明下3番11地先であります。

1枚はねていただきまして、位置図をごらんいただきたいと思います。

国道41号の北に大口町河北が三角に突き出た部分があります。扶桑町と犬山市に挟まれた道路ではありますが、先ほどの豊田85号線と同様に、道路台帳作成当時から認定漏れでありましたので、改めて今回、町道認定するものであります。申しわけございません。

次に、路線番号607、町道中小口107号線ではありますが、起点は中小口三丁目591番地先、終点は中小口三丁目429番2地先であります。

3ページの位置図をお願いいたします。

大口橋をかけかえたことによりまして、歩道として整備する部分を新たに町道認定するものであります。

最後に、路線番号856、町道下小口156号線ではありますが、起点は下小口七丁目89番1地先、終点は下小口七丁目89番2地先であります。

4ページの位置図をお願いいたします。

ここには、もともと東西に幅2メートルほどの道路敷がありましたが、今回、隣接する土地での開発工事に伴い、つけかえと寄附によりまして、幅4メートルとなりましたので町道として認定するものであります。

以上で、議案第68号 大口町道路線の認定についての説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続きまして、議案第69号につきまして、総務部長、御説明をお願いいたします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

今回、提案させていただきますのは、中小口地区と余野地区であります。面積は9ヘクタール、筆数は600筆で、大字余野字宮前及び大字小口字城屋敷、宮之前、山中、下万願寺、向江、上五明を、2ページをお願いします。城屋敷一丁目に字の区域を設定し、その名称を改めるものです。この地区につきましては、認証に合わせて地区説明会を行い、平成24年度の実施を予定しております。

なお、3ページには字区域設定の新旧対照表を添付しましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についての説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

これをもちまして、提案理由の説明を終了いたします。

ここで、会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時40分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議案第55号について（質疑・討論・採決）

議長（倉知敏美君） 日程第5、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

初めに、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 5点について御質問いたします。

最初に、国家公務員の給与改定は、人事院の勧告によらず特別法により実施するという情報もありますが、特別法が成立しない場合、国家公務員は給与改定が実施されないことが想定されますが、御見解をお伺いします。

2点目、給与改定は人事院の勧告に基づいて実施されてきましたが、愛知県人事委員会の給与改定は、県内の民間企業をベースとしておりますので、愛知県人事委員会の給与改定に準じた方がより県内民間企業の給与水準に適合すると思っておりますので、愛知県人事委員会の給与改定を適用してはいかがでしょうか。御見解をお伺いします。

3点目、26ページの改正要旨に民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭に引き下げを行うとありますが、20歳代、30歳代では引き上げを行うことになりませんか。お伺いいたします。

4点目、27ページの地域手当についてお伺いします。町職員が、名古屋市、犬山市、岩倉市で勤務する場合は、地域手当の対象になると理解してよろしいか。

5点目、新たな職である専門員の創設は、給与面の優遇措置ではないかという声も聞かれそうですが、人事面における取り扱いはどのようになるか、お伺いいたします。

以上5点、お願いいたします。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 丹羽議員からこの議案につきまして5点御質問をいただきました。

まず1点目、国家公務員との比較でございます。

今回、人事院勧告がなされておりますけれども、国においては10月28日の総務副大臣の談話ということで、特例法を優先して、それを特例法の中にこの人事院の内容を内包しているということで、人事院勧告については見送るという方針だという談話がなされておりますが、本町におきましては、従前から御説明申し上げてきておりますが、人事委員会を置くことができないため、給与改正につきましては国の人事院勧告に基づくものが一つの尺度として説明が果たせるということで実施をしてきておりますので、今回につきましても、人事院勧告に基づく給与改定をお願いするものであります。

それから2点目、愛知県の人事委員会の勧告との関係でございます。

県の人事委員会につきましては、10月31日、プラスの0.19%、これは若年層は0.5%引き上げて、平均なんですけど、0.19という勧告がなされております。人事院勧告の方でも、近年なんですけど、地域ごとです。例えば、北海道とか東北、関東、中部といった形で、地域における差

を示しております。この給与改正につきましても、給与の制度、こういった手当を出すとか、それからこういった形で行っていくというものについては国、給与水準については、できるだけ地域における現状を反映していくという方向で、これは分権の流れの中でなのかなあというふうに思いますけれども、そういった形に変わってきております。愛知県につきましても、まだ十分に調べ切れておりませんけれども、昨年度から給料表を県独自で出しておりますので、国の給料表と変わった形で、違う形で運用が始まっているというふうに今のところ考えております。そういった面では、より地域の状況を反映した給与の水準を保っていこうということを考えたときに、この県の給料表の採用というのも、議員御指摘のとおり一つの考え方としてあるのかなあ。総務副大臣の今回の談話を見ましても、そういった形のような趣旨の発言をされておりますので、いましばらくこれまでの経緯とか、それからそのほかの条件を調査して、また今後、検討していきたいというふうに考えております。

それから3点目、20代、30代は引き上げをされるのかという御質問でしたけれども、今回の勧告につきましては、50代がおおよそ0.5%、40代がおおよそ0.4%を引き下げて、30代、20代については据え置いております。全体の平均で0.23%の引き下げという勧告になっております。

それから4点目の地域手当の件であります。議員の御質問でありましたとおり、これらの地域に勤務する職員、今のところ具体的には一部事務組合、2市2町のごみの事務局、それから愛北広域が岩倉市さんにありますので岩倉市、それから名古屋市の方に広域連合がありますので、そちらへ出向している職員につきましては、これは人事院規則の中で、どこの地域で勤務するかと、その勤務地によって地域手当を出せるということになっておりますので、本町の職員でそちらの方へ1年ないしは2年、3年とかという形で勤務をする職員については、地域手当を出していきたいというふうに考えまして、今回こういった条例改正を出させていただいております。

それから5点目の専門員の制度の件であります。

専門員の制度の件に関しましては、平成17年に給与構造改革ということで、給与の引き下げをしながら給与水準の見直しをしていこうということでありました。そのときに、給料表の見直しも行われまして、従前よりかなり細かい形になりました。その折に、国の定める一般的には給料表の下の方というか、年齢がいくと下の方へ行くんですけれども、そのこのところに、どうしても町村ですと横へ移っていく幅が狭いもんですから、下に継ぎ足しという形で同じような水準で継ぎ足していた部分があったんですけれども、そういったことを今後行っていないというようなことで、勧告というか、見直しがされまして、今本町の給料表につきましては、国の示すものに、下に継ぎ足した状態になっておりません。先ほどお話をしましたように、そうしますと、どうしても隣へ昇格で移っていけない場合に、下に詰まってしまって給料表がな

いと。しかし、定期昇給につきましては、評価の中で一般的には行われていきますので、行き先がないといったような問題がまず一つ出てくるということと、それから、特に課長補佐から課長のところなんですけれども、職責として勤務評価だとか、それから全体の管理といったところで、事務的な能力としては高いんだけど、少し管理能力的にどうなんだろうといった場合も今後出てきたときに、隣へ移っていくような仕組みが、渡りということでは認められておりませんので、これは専門的な知識を生かしていただくというようなことで、隣の6級の方へ、今回専門員という形で制度をつくっておけば、評価の中でも適切に定期昇給等も確保でき行えるのではないかとということで、専門員というものをつくっております。

なお、従前、主幹という制度がありました。これにつきましては、管理職手当を支給する職員ということで運用しておりましたけれども、同じ課の中に課長と主幹が存在しますと、うちぐらいの規模ですと、管理職手当が出ている職員が2人おまして、その中で勤務評定とか決裁権限はどうしていくんだということで、若干、運用上整理がなかなかしづらいという声もありましたので、今回の改正によって、そういったことも解消していこうということで専門員という制度をつくらせていただきたいということで考えて、条例を提案させていただいております。以上、5点です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 丹羽勉議員。

13番(丹羽 勉君) 国家公務員の給与改定が特別法によってやられるということですので、ひょっとして特別法が実施されない、給与改定が実施されないということが想定されるわけですが、その場合には町の職員に対して早々に給与改定を行うということになりますと、町の職員が不利益を受けるんじゃないかと思うんですが、御見解をお伺いいたします。

それから2点目の人事院の給与ベースと県人事委員会の給与ベースですが、これを比較した場合にはどのぐらいの差があるかお伺いいたします。

それから3点目の引き下げのところでございますが、引き下げになる町職員の人数、それからその額についてお伺いいたします。

それから4点目の地域手当の関係ですが、近隣市町の状況をお伺いいたします。以上です。

議長(倉知敏美君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) まず1点目の国家公務員の方の特例が実施されなかった場合というお話であります。先ほどもお話をいたしました。給与の水準とそれから特例措置によるものとは別物というふうに考えております。本町としては、先ほどお話をいたしました説明責任を果たしていくという中では、給与水準については、人事院勧告どおり実施をしていくことが必要であろうというふうに考えておまして、国の方で万が一そういうことになったとし

ても、それは確かに金額的にはどうなのという話がありますと、そういった解釈もあるかと思えますけれども、不利益に当たるという考え方をすべきではないというふうに考えております。

それから2点目の人事院の給与ベースと、それから愛知県人事委員会の給与ベースということですが、愛知県の人事委員会から今出されております勧告の給料表と国の方を比較いたしますと、およそ1.9%。ですから20万の給料ですと3,800円、30万ですと5,700円、40万だと約7,800円ということで、約1.9%の差が現在あります。ただ、これは人事委員会の勧告ですので、今県の方がこういった形で条例を提案されるかということまでは把握しておりませんので、勧告ベースでということでお答えをさせていただきます。

それから、今回の引き下げによる対象者ということなんですが、現在職員が180名と再任用が2名の182名なんですが、この中で少し計算上、育児休業、それから期末勤勉手当ですと期間が育休とかで復帰の時期が違ってきますので、そういった方は除かせていただいて、再任用を抜いた180人中165名のデータで計算をしてみましたけれども、まず減額の対象になる方が165人中80名、総額が月額ベースで約12万4,000円で、165名の総額が5,585万円、順序が逆になりましたけど、その総額に対して減額が80名で12万4,000円。率にしますと、の0.22%。8ヵ月ですと99万円。それから期末手当につきましては165名の総額が約1億700万円。今回の80名の減額対象者の総額が24万8,000円、率にしますとの0.23%ということで、月額と期末手当の減額のそれぞれの金額を合計いたしますと、約124万円。ただし、今回補正予算を上程させていただいておりませんのは、決定時期が遅かったため個々の支払いのシステムは間に合ったんですけれども、共済組合とかの関係も負担金の方にも減額の影響がありますので、そちらの方のシステム改修が間に合わなかったものですから、今回補正予算に上程させていただかずに、3月のときに一括して補正を上げさせていただこうというふうに考えております。ということで、国の0.23%に限りなく近い数字が出ておりますので、ちょうど国が想定する職員の年齢構成等と本町の年齢構成がほぼ一緒なのかなあということはこの数字を見ながら感じております。

それから、地域手当の近隣の状況ということですが、この近隣では、江南市、小牧市、犬山市の方が3%、あと豊山町も3%ですね。大口、扶桑がゼロということで、これは先ほどお話ししました人事院の規則の中に示された地域のとおり実施をされております。

あと、先ほど本町の方で提案させていただいております勤務地によって職員の方の地域手当を変えると。変えているところは今のところ、私が把握している中ではありません。本町は、この付近では初めてじゃないかなあというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 人事院の勧告で実施するということですが、仮にで申しわけありませんが、愛知県人事委員会の給与ベースを採用した場合、予算上どのような影響、どのぐらいの額が出てくるかということをお伺いします。

それから、引き下げになる方が80名ぐらいあるということですが、この人たちに対して事前の説明はされておられるかお伺いします。

それから、現在、先ほどの4番のところでお伺いしました地域手当でございますが、この名古屋市、犬山市、岩倉市に派遣されておられる方は何名で、どのぐらいの額になるかお伺いいたします。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） それでは、丹羽議員の御質問にお答えをいたします。

まず、愛知県人事委員会の給与ベースを採用した場合ということでありましてけれども、これは本当に試算で申しわけないんですが、先ほどお話をいたしましたように約1.9%差がありますので、これを平成23年度の当初予算ベースで一般会計と特別会計を合計して、今本町の職員数ですべて計算をしてみますと、退職手当、それから共済組合の負担金等にも影響してきますけれども、給料とそれから期末勤勉手当、こちらで約1,700万円。それから退職手当組合と共済組合の方も、現状の率でということで、共済組合の方が町の負担分が約20%ほど、それから退職手当が基本給の16%ほどありますので両方で36%、約500万円ほど。総額で2,200万か2,300万円ぐらいになるのかなあという計算をしております。

それから、職員に対しての事前説明ということですがけれども、こちらにつきましては、国の人事院勧告が出た当初、国の動向もありましたけれども、経営会議等で逐次、部長さん方を通じて今のところこんな形ですということ随時お知らせをしながら、職員組合の方に関しましては、10月13日に本年度の要望事項を組合さんと受けましたので、その際に人事院勧告の状況をお話ししまして、その折に国の方は特例法でこんなような形で行われるようなんだけど、本町としては人事院勧告に従って給与改正をしていきたいという、その時点では方針としてお話をしまして、組合の方は正式に11月21日付で、私の方から組合の方へ新しい給料表と、それから旧の給料表との差額の表をつくりまして、委員長さんあてにお出しをしております。また、経営会議でもそういったお話をしています。

なお、うちの方で少し調べさせてもらったんですけど、組合員は今128名おりまして、その中で今回の引き下げの対象になる方は29名ということになります。

それから地域手当につきましては、これをお認めいただけますと、来年4月1日対象になる職員は2名。犬山市の方の2市2町のごみの関係で出向しております者と、それから広域連合

の方へ出向しております者がおります。あと、岩倉市の方にあります愛北の方へは、来年の4月から1名職員を派遣することになっておりますので、今現在行っている2名に、それから愛北の方への派遣職員につきましては、今犬山の方の2市2町の方へ行っている職員と同じぐらいの給料の方というふうに、これは決まっておりますけれども想定をいたしますと、月額で3名で約6万7,000円ほどの地域手当の額になるかというふうに思います。以上です。

議長（倉知敏美君） そのほか、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 26ページのところの表がありますね、行政職給料表（一）と（二）というのがあるんですけども、この表に載っておる号給のところまでは、要するに減額がされない。そういう表であるということが一つ前提としてあるということなんです。

そこら辺をまず皆さん方にも御理解いただかんと、話が多分わからんのではないかなあということをおもってあったわけなんですけれども、公務員の人は、丹羽さんも元公務員だし、私も元公務員だもんで、話は大体わかるんだらうというふうに思うだけけれども、そうじゃないとなかなかこれはわかりづらいところがありますよね、現実の話はね。

国の給料表というのは10級じゃないですか、大体。ですから、もともと大口町の給料表と国の給料表とが完全に一致したものであるというふうではないんです、実は。そのこともまず御認識いただかないと、全く考えが違ってくる。私はそういうふうに思っているんです。例えば、国の方でいう部長さんの給料というのは10級ですので、大口町の部長は7級ですので、もともとそれだけ給料の差が物すごく大きく開いておることが実際にあるんです。だから、国に準拠して給料を払っておるというものの、もともと国とはかけ離れた給料になっておるんですよ、これは現実の話として。7級ですと大体課長補佐ぐらいですよ、国の。11級のときは多分6級、7級が係長で、8級が課長補佐で、9級が今の課長ぐらいだね。10級が次長で11級が部長というようなね。11級制をたどっておったときはそういうふうだったんですけども、今は10級制ですので、その6、7が多分整理されたものになっているんじゃないかなあというふうに思います。

実は、広報に町の職員の給与と定員管理等の状況というのが、12月広報の20ページ、21ページにわたって載っておるもんですから、これと私見比べてみたんです、実は。例えば大体4級というのが主事と呼ばれているところのごく一般的な職員として、給料の比較でよく出てくる等級だと思っんですけども、ここで出てくるのは、この表で例えば行政職（一）表の4級の1号から44号までと書いてあるんですけども、ちょうど職員の平均給与、例えば経験年数が20年から25年未満というのは、ちょうど40歳代だと思っんですよ。その40歳代の人

は一体何号ぐらいなのかなあと調べて見ると、4級の46号ぐらいに大体当たるんです。大体ですね、これは。ですから、今回の広報の方で載っている給料の金額は幾らかということ、これは大口町では35万3,300円ということになってはいますが、実は4級の46号というところで見ると、35万3,600円だったのかな、これを500円減額するという新たな提案になっているわけですが、まさに平均とほぼ同じような数字で全く一緒なわけですね、そういう意味ではね。ですから、先ほど課長から説明があったように、国の給料表とよく似ているなというのも、そういう点でもわかることなんです。ですから、そういう意味では、7級以降の部分については、国の水準、年齢構成というのか、そういうものがよく似ているのかなあというふうに思います。

しかし、私は思うんですけども、私も今ちょうど50になっちゃったんですけども、40代、50代というのは実はお金が一番要る世代でして、そういう世代のところで給料を引き下げるといのはいかなものかなあということも思うんですけども、いくら人事院の規定がそういうふうになっているとしても、現実には一番お金が要る世代、その部分を下げるといのは、甚だ私としては納得できないわけですが、どうしてそのようなことになっていくのかということが私には理解できないんですけども、そこら辺の御説明がいただきたいなあというふうに思います。

それから、あと給与構造改革における経過措置額というの、これはどういう意味か、皆さん方おわかりになられる方はおられますかね。多分、副町長もわからんのではないかなあと思うんですけど、これはさっきもちろとは出てきましたけれども、給料表が4分割されて膨大な給料表になったときに、行き場のないという話がさっきありましたけれども、そういう関係だけではないんですけども、55歳だか56歳だかを過ぎると毎年昇給するのが1年置きになったり、毎年昇給しなくなったりする中で、いろんなことが出てくるわけですが、そういう中での経過措置が実はあるわけですが、その中で給料が逆転したりなんかするんですよ、これ。そういうのを防ぐために、こういう経過措置があるんですけども、その経過措置が今度は2分の1に減額されるということなんだけれども、これは退職金にも実は影響してくるんじゃないですか、こういうものというの。先ほど説明がなかったんですけども、これは退職金にも影響してくるはずですよ、職員の人。これは一体どういうふうに町の方としては、考えておられるのか、ぜひ伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、新たな職の設置ということですが、以前だと多分私がここの議員になったころですが、30代で課長補佐の人ってお見えになりましたよね、多分。でも、40代でもう森町長も課長だったです、たしか。都市計画課長をやってみえた。やってみえた、40代。今、40代で課長さんはおらんでしょう、大体。おらんのですよ、多分。これは6級に専門

員という職をつくらざるを得るところに、とうとう来ちゃったということなんですね、事は。だけど、その中で今の管理職手当をつけるか、つけんかというようなことが、専門員についてはそれはつきませんよということになれば、それは同じ6級になったとしても、給料でも大きな開きが今度そこでも出てきてしまうことに私はなと思うんですよね。しかも6級になったら、今度専門員ということで、これは残業手当ってつくんですか、この職員の人のというのは。ここら辺もどういうことになるんですか、これ。管理職のような管理職でないということだと、踏んだりけったりで、何か私は大損のような気がするんですけども、そこら辺というのはどうということになっておるのか、ぜひ伺いをしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田議員から主に3点御質問いただいたとっておりますので、もし答弁漏れがあったら、また御指摘ください。

まず、一つ目に給料表の件であります。今議員御指摘のように、国ですと例えば10級で、町村は一般的に6級までというような示しはされております。ただ、本町の場合は構造改革のときに7級を一つ示されたものよりは多くしております。これは、給料表につきましては、職階がそれだけ組織においてちゃんと設けられるかどうかということでもありますので、大きな市へ行きますと次長だとかというのが間にあったりして、隣へ移っていく形で給料表が8だったり9だったりということがああるんですけども、本町の場合は、今の国が示す6級に一つ継ぎ足した7級が役職を置く中では精いっぱいなところかなあということで、これをむやみにさらにいきますと、職階をまた新たに設ける。設けることによって組織が混乱するといったこともありますので、当面はこの7級の中で何とかやっていければなど、いくしかないのかなというのが正直なところであります。

それから、先ほど、ちょうどお金が要る40の後半から50代のところの引き下げがなぜというところなんですけれども、これも国の方で人事院というのは年代別にも、それから職種別にも比較をしております。例えば50歳、部長級だと、民間だと例えば工場長さんだとか、何々部長さんだとかという、現場さらに事務職ということで細かく見ていく、比較をしている中で、やはりどうも国の国家公務員においては、50代、それから40代の後半なんですかね、その辺がやや高いんじゃないかという数字が出ているということで、逆に今の若年層は低いと。昔は公務員は年数が長くなれば長くなるほど右肩上がりでどんどん上がっていったんですけども、民間はそういった形でもない。むしろ、なだらかになって、50代半ばを過ぎると落ちていくということからすると、今回のこういった比較というのは、数字の中で国の方が比較をして勧告を出しておりますので、心情的には非常にきついかなあというふうに思いますけれども、やはり給料表につきましては本町で定めることができませんので、こういったものを一つの尺度と

していくことが、今一番、先ほども説明をしていく中では果たせるんじゃないかというふうに考えております。

それから経過措置につきましては、少し対象となっている方というお話をさせていただきますが、今現在で9名です。これは、構造改革のときに給料表の見直しとともに、金額の抑制もされましたので、それが急激に下がらないようにということで、経過措置が設けられてきましたけれども、この間の定期昇給、それから昇格等でその減給補償額を上回ってきた方は抜けていきますので、今は9名。来年の今回上程させていただいております見直しの時点では5名になります。これは今回の9名から5名というのは、経過措置の金額を超えていく方が1名と、それから3名の方は退職をされるということで5名。この5名の方の総額が約1万5,000円です。平均を出すことがどうかとはちょっと思いますけれども、二千二、三百円になります。それから、さらに再来年の、この経過措置がなくなる時点においては、対象者は2名の方で、お二人で5,600円ほどになります、月額なんですけど。議員御指摘の退職手当にも影響が出てくるんじゃないかというお話も確かにございますけれども、構造改革の中で給与の制度については、やはり国に準じた形で行っていくということで、今回上程をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、専門員につきましては、先ほどもお話をいたしました管理職としての給料の面からなくて、組織の運用の面からいきますと、やはり管理職は一つの10人前後の課に2名の方がいてという状態は、なかなか運用上難しいということで、今回の見直しであります。したがって、専門員の方につきましては6級の課長相当のところで給料をお出ししていくんですけども、管理職手当はつけないと。そのかわりと言ってはなんですけれども、時間外勤務手当については支給をするということで、明確に区切りをつけていきたいということになりますので、これは逆にその課の中で時間外勤務を専門員の方がすると。課長がそれと一緒に同席しながら仕事をするということになりますと、時間外が例えば10時間ちょっとを超えていくと、課長より専門員の方が給料がふえるということは起きてしまいます。これも現状でも課長補佐と課長の中でも起きております。起きておりますけれどもやはりこれは職としてどうあるべきかということを考えながら、金額の面ではそういったことが起きますけれども、制度として整理をしていきたいということで、従来の主幹とは違う形で専門員という運用をしていきたいというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 県の人事委員会と食い違う勧告がどちらにしても出ておるということで、去年はたしか据え置きだったんじゃないかな、県の方は。県の方も違っておったですよ、

たしか。アップだったかなあ、やっぱり。私、同じような質問をしたような覚えがあるんですけど、県に準じたらどうだと聞いたら、今まで国に準じてやっておるもんだから、それを変えるということになると、またこれまでの給料そのものの見解が変わってってしまうということで、それはできないんだというような答弁もあったわけですけども、もともと人事院勧告というのは、下がることを想定していないんですよ。というのは、日本の経済、どこの経済もそうなんですけど、要するに資本主義経済だもんですから、右肩上がり原則なんですよ、もともとが。だから、給料が大体下がっていくような経済構造になっている先進国というのは、実は日本だけです。アメリカでも給料は上がっていているんです、現実には。ですから、こんなようなことはもともと想定していないというのが現実なんです。だから、そういう意味では、給料が下がっているから下げるということ自体が、もう既に日本経済全体から見れば、経済の行き詰まり、それを本当に端的に示している、そういう状態であるということも、私は認識をすべきじゃないかなあということを思います。ですから、たまたま県の方は上がった、人事院勧告は下がったということだけではなくて、今の状況はどうか、我々公務員だけではなくて、民間の状況は本当にどうなんだということにも、やっぱり目を配りながら見ていく必要はあるんだろうというふうに私は思います。

それからもう一つは、やっぱり新たな職の設置ということなんですけれども、公務員の場合は途中入職したとしても、30年とか35年とか長年勤めるわけですので、一定の処遇をしていくのが私は必要だろうというふうに思うんですね。ですから、そんな中途半端な専門員だとかそんなことではなくて、やっぱり管理職としてできるような人については、きちっと管理職にすると。さっき話がありましたけれども、次長なんていうのはそぐわないみたいなことを言いましたけど、しかし現実には以前には次長という制度はあったですよ、大口町にも。ちゃんとあったですよ。だから、そういう制度があったりなかったり、そのときの都合で消えてなくなったりするような制度が現実なんですけれども、人事というのは。そういうことであってはいけないあということを思いますし、それから本当に上のポストが少なくなる中で、職員が全然昇格できないということで、そういう不満もあるということも十分認識してみえるんじゃないですか、町としても。私はそう思うんですけども、そういうことについてはどういうふうに考えてみえるんですか。専門員という職を置けばそれで解決するというふうに思っているんじゃないでしょうか。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） まず、先ほどの県の話ですけど、去年はプラス0.78で、去年から、先ほどお話をしましたように、勧告自体は今までも県と国は違っております。ただ給料表、給与水準については、国のものを昨年まで採用してきたという経緯がありますので、先ほど丹

羽議員の御質問のときにお答えをいたしましたけれども、去年からそういう動きでしたので、去年の段階ではそういうお答えをさせていただきましたけれども、今後こういった流れが定着していくのであれば、やはり地域の状況をより反映できる県の給料表の採用というか、とり入れることを検討しなければいけない時期にあるというふうに思います。決して高くなるからそれを採用するというのではなくて、反映していくということで考えてはおります。

それから、先ほどの専門員の件につきましても、これも議員御指摘のような形で、ある一定の年数の中で昇格ということで、それなりのお仕事をしていただくと、担っていただくということが一番の原則であると思えますし、今の段階でも思っております。ただ、やはり組織ですので、その組織の部だとか課だとかいった体制の中ではポストの数は限られます。現実、最近はやや昇格が進んでいるようですが、江南市さんであるとか岩倉市さんなんかは、一時期50代半ばでもまだ課長補佐の方が見えて、ポストがあいていないからということで推移をしているということが現状としてありまして、給与面ということではなくて、やはり、経験を生かしながら仕事をしていただくということの中では、やはり権限をきっちり持っていただいて仕事をしていただくことが必要かというふうに考えておりますので、できればそういったポストというのがあって、その中でお仕事をさせていただくことが一番必要だというふうに、それは今でも考えておりますので、今回の措置につきましては、そういったことの必要性が出てきたときに、こういった制度をつくるのではなくて、今のところから準備をしておいて、今、吉田議員から御指摘があった過去の制度につきましては、構造改革の中で渡り等はいけないと、やはり職階に応じた給料表を適用していくということで、過去ですと、課長職だと、ちょっとはつきりはわかりませんが、6、7、8ぐらいの三つぐらいのところまでどんどん移っていったというようなことがあったんですけれども、そういったことはやはり説明責任を果たしていけないということで、今は一つの級に一つの職ということで運用をしておりますので、やはりそういった給料的なことを保障するような職階をつくるのではなくて、今ある職階の中で議員御指摘のあったできるだけある程度の年数で次の職階の仕事になっていただくようなお仕事の提供というんですか、人材育成だとか研修だとか、そういったことをしながら勤務年数に応じた昇給が確保していけるような働きかけもしていきたいなというふうには考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（倉知敏美君） そのほか、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもって議案第55号の質疑を終了いたします。

これより、討論・採決に入ります。

議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 議案第55号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、さかのぼって減額するということですが、やはり不利益については不遡及の原則というものが、当然私はあるのだろうというふうに思っているわけです。今回については、不利益部分を期末手当でそれを調整しようということで、そうしたことを本当に逃れるための一つのごそくな手段といったら語弊があるのかもしれませんが、私にはそういうふうに見えるわけです。現実には平成23年4月にさかのぼった形で給料を減額する。現実的には平成23年6月30日に支給された期末勤勉手当についても、さかのぼってそれは減額をするということですので、そういう意味では不利益は原則として遡及しないというのが、私は法律の中の根幹としてあるというふうに理解をしております。そういう意味で、私は今回の給与改定、要するに給与の減額については反対をしておきたい、こういうふうに考えております。

もう一つは注文ですが、地域手当はおとしまであったわけですが、これで以前は9%の地域手当が現実についていたわけですが、これは勤務地によって支給するという地域手当の性格というのは、私は非常に無理があるというふうに思っています。地方分権だとか、これからまた独自にそういうものを考えるということであるのならば、この地域手当についてのそのものの考え方を見直しも私は当然するべきだと思いますよ。例えば、県の職員はどうですか。6%かそこらついているんじゃないですか、たしか。それはどこに勤めておろうが6%ついていますよ、最低でも。大口町には、じゃあ県の機関はないわけですので、大口町に勤めるようなことはまずないですよ。例えば国家公務員でもそうですよね。犬山に簡易裁判所やハローワークはありますので、国家公務員の方は当然そこに勤務するわけですね。じゃあ、そこで勤めている人は3%の地域手当をもらっているかどうかというふうに聞かれたら、多分もらっていないと思いますよ。3%じゃないですよ。2年間は保障されるんですから。だから、もともと名古屋に勤務して、それから犬山に異動しても2年間は前の地域手当が保障されるわけだから12%保障されるんですよ、現実には。だから、2年ごとにずうっと名古屋と行ったり来たりすれば地域手当が削減されることはないんですよ、これ現実には。国家公務員の皆さん方はそうやって逃れることはできる。その勤務地による差別というものの中からね。じゃあ、大口町の役場の中でそういうことが現実にはできるんですか。できないですよ、これ。じゃあ、大口町の職員が後期高齢者医療の広域連合にほんなら半分ずつ行くかと言ったって、そんなことできんでしょう、もともと。向こうの職員の定員が三十何人しかないのに、大口町の職員180人もあって、そんなことできるかと言ったらできせんがね、現実の話として。これはやっ

ぱり、不公平だというふうに私は思いますよ、これは。今の地域手当のものの考え方というのは、どこに住んでおるのかということなんです。そこでの生活水準だとか、生活レベルというのが、当然出てきてしかるべきだと思うんです、私は。

それから、もっと言えば、住宅手当、これも本当に不公平ですよ。国家公務員は住宅手当なんかもらわなくてもええぐらいですよ、あんなもの。みんな官舎を確保されておるわけですから。それなら町の職員はみんな官舎を確保されておるの。されておらんがね、現実の話として。それは親と同居しておるかもしれんけど、しかし固定資産税だとかそういうのを払わないかんわね、これ。住宅ローンを抱えておる人は住宅ローンを払わないかんですよ。そういう点でも住居手当というの、国家公務員と準じてなんて言っておるけれども、もともと物すごく不合理な、不公平な制度の中身なんです。

それから、通勤手当だって一緒ですよ。通勤手当だって、国家公務員の人たちはみんな電車で通うわけですから、通勤手当は100%みんな出るんですよ。ここみたいに、じゃあ徒歩で行ったりなんかしたら出ないわけでしょう、2キロ未満かそこらというのは。そんなこと、もともと想定していないですもん、国の方は。だから出ないんですよ。それを何から何まで全部数字だけ合わせようということ自体がもともと無理なんです、人事院勧告の中身として。本当にそういう認識に立てるかどうかがというのが今問われておるんだと思うんですよ。さっき答弁で出てきた愛知県の人事委員会のことも勘案しないかんということだったら、そのことだけ勘案しておってはいかんですよ。ほかの手当は、じゃあどういうふうにするのかということも、本当に考えないと、どういうふうに全然違うのかということをやっぱり比較して出す必要があると僕はあると思うんですよ。全く違うんですもん。全く違うものとそれを無理やり合わせてこれまでやってきたこと自体にもう無理があったということなんです、もともとこの制度というのが。だから、地域手当が廃止されて、一層差が広がってしまったんです、そういう意味では。だから、そういう意味で私はこれは人事院勧告にこれを合わせるなんていうことは、もともと許せることではないし、ましてや減額するなんていうことは、とても容認することはできないし、不利益をさらに遡及させるなんていうこともとんでもないことだというふうに私は言わざるを得ない。そのことも指摘して、私の反対討論とさせていただきます。

どうぞ、また御検討いただきますように、よろしく申し上げます。

議長（倉知敏美君） はい、そのほか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） 議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場から申し上げます。

この議案第55号に対しての反対討論が今ありましたが、私は賛成という立場で討論させていただきます。

人事院が民間の給与の実態を調べ、その勧告に基づき公務員の給与を決めていくという現在の制度は、公務員の給与制度の根幹をなすものであります。本条例案は国の人事院勧告に準じて職員の給与の改定を実施するものです。愛知県の人事委員会は、増額勧告をしたようですが、愛知県の場合、給料表以外の手当や諸制度についても、国に準じていない部分があると聞き及んでいます。

大口町は手当や諸制度も含め、従来の国の人事院勧告に準じており、職員の皆さんにはたび重なる減額も大変かもしれませんが、民間の給与実態を考慮すれば、今回も国の人事院勧告に準じて改正するのが妥当かと考えております。

また、国の人事院勧告に準じながら、派遣などで他地域に勤務する職員には地域手当を支給する改正も、今回盛り込まれております。

私は、議案第55号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について賛成いたします。以上です。

議長（倉知敏美君） これをもって、討論を終了いたします。

続きまして、議案第55号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（倉知敏美君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あしたからは議案精読のため休会とし、12月2日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日30日の正午までとなっておりますので、時間厳守でお願いいたします。本日は御苦労さまでございました。

（午前11時45分）